

令和3年5月21日決定 令和3年6月3日変更 令和3年6月7日変更 令和3年6月17日変更  
令和3年7月8日変更 令和3年7月21日変更 令和3年7月29日変更 令和3年8月4日変更

## 特措法に基づく緊急事態措置に係る 沖縄県対処方針

### 実施内容

国による緊急事態措置期間の再延長を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人の接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第45条及び同法第24条により、県民・事業者等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

### 区 域

沖縄県全域

### 期 間

令和3年5月23日（日）～8月31日（火）

※感染状況及び医療提供体制の改善及び緊急事態措置の早期解除を目指す

## 【感染急拡大を食い止めるための対策について】

法第24条第9項：協力要請

法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

### < 県の取り組み >

- ◆人流を抑制するため、県有施設の休館を継続するとともに、大規模集客施設に営業時間短縮に加え連休及び土日の休業を要請します。
- ◆市町村等とも連携し、飲食店及び繁華街への巡回を強化します。
- ◆新たな宿泊療養施設の確保を行います（看護師緊急募集中098-888-3127）
- ◆自宅療養健康管理センターの体制を拡充します。
- ◆沖縄県緊急共同メッセージ（8月1日発出）に基づいた広報を行う。

### 要請内容

### < 特にお願いしたいこと >

- ① 日中も含めた不要不急の外出を自粛し、人との接触を減らしましょう（法第45条第1項）  
生活必需品の買い物であっても、混雑する時間をさけ週1回程度とし時間や人数を減らすこと
- ② 都道府県間の移動・往来は自粛すること（法第45条第1項）  
特に現地での接触が多い、出張・帰省は控えるようお願いします。
- ③ 離島との往来は、自粛すること（法第45条第1項）
- ④ 模合、ビーチパーティー、ホームパーティー等飲食を伴うイベントでの感染が増加中です。  
同居家族以外とのイベントは控えましょう（法第45条第1項）